

（側方衝突警報装置）

**第67条の5** 側方衝突警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の9の告示で定める基準は、協定規則第151号の技術的な要件（同規則の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

2 保安基準第43条の9の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両前部又は左側に特殊な装備を有する自動車とする。